平成２２年（フ）第１７７号
神戸市長田区二番町３丁目１番地　市住１―1203号
債務者　三木　　薫（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１１号
神戸市中央区中山手通７丁目８番14―306号、従前の住所神戸市中央区下山手通５丁目12番９―1302号
債務者　松本　富夫
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３号
神戸市北区緑町４丁目２番１―21号
債務者　水上　輝子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５５号
神戸市中央区中山手通１丁目15番７―702号、従前の住所神戸市中央区中山手通３丁目５番10―202号
債務者　スナックおしゃれこと　藤澤　良一
1　決定年月日時　平成22年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３６号
兵庫県宝塚市御殿山３丁目４番21号、前住所兵庫県芦屋市西山町９番13号
債務者　中井　裕雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７１号
兵庫県伊丹市中央３丁目１番25―703号
債務者　広瀬知登勢（旧姓細川）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７３号
兵庫県伊丹市伊丹５丁目９番２―702号
債務者　矢野　恭子（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７７号
兵庫県伊丹市瑞穂町４丁目18番地の５
債務者　森原　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８７号
兵庫県伊丹市西野５丁目305番地　県住西野高層404号
債務者　川畑キク子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８８号
兵庫県宝塚市安倉南４丁目４番１号Ａ―102号、前住所和歌山県岩出市桜台389番地
債務者　津波鉄筋こと　津波　厚宏
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８９号
兵庫県宝塚市宝梅１丁目12番25号
債務者　笠井　賢二
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第９８号
兵庫県川西市けやき坂五丁目５番地の１１―521
債務者　木本千華子（旧姓冨士原）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第８２号
愛媛県松山市鷹子町842番地　ファミール乃万103号
債務者　中西梨恵子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第９６号
愛媛県松山市夏目甲601番地36
債務者　渡部　武彦
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
愛媛県松山市南吉田町1535番地５
債務者　武市　栄子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第１０４号
愛媛県東温市横河原519番地27
債務者　清家　和代
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４号
長崎県五島市木場町32番地２
債務者　佐々野　文
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで　長崎地方裁判所五島支部